

2 過去の医師会による独占禁止法違反事件

審決年月日 (勧告 ^(注) 年月日)	件 名	内 容
平成16年7月27日 (平成16年6月21日)	平成16年(勸)第18号 社団法人四日市医師会に対する件	①会員が65歳未満の者に対して行うインフルエンザ予防接種の料金を決定していた。 ②会員の行う医療機関の開設、診療科目の増設及び病床の増床を制限していた。
平成11年10月26日 (平成8年12月26日)	平成9年(判)第1号 社団法人観音寺市三豊郡医師会に対する件	①医療機関の開設及び診療科目の追加を制限していた。 ②会員の行う医療機関の病床の増床及び増改築並びに老人保健施設の開設を制限していた。
平成11年1月25日 (平成10年12月28日)	平成10年(勸)第26号 社団法人浜北市医師会に対する件	会員の広告活動を制限していた。
平成9年2月5日 (平成8年12月26日)	平成8年(勸)第26号 社団法人立川市医師会に対する件	会員の行う医療機関の開設、移転又は増設、診療科目の変更又は追加、病床の増床等を制限していた。

(注) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第35号)による改正前の独占禁止法第48条の規定に基づく勧告をいう。

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

(昭和二十二年法律第五十四号)

〔定義〕

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む。)である社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している

財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③～⑨ （略）

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 （略）

〔排除措置〕

第八条の二 （略）

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

③ （略）